

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和4年2月9日（水） 午後2時～午後4時
会場	Web会議（Zoom会議）
<p>（出席委員名）</p> <p>・美田 宗亮 ・福田 弘 ・栗山 昇 ・小野田正範 ・栗原 章和 ・八代 善彦 ・笠松 直美 ・田中 達哉 ・小柳 百代 ・小澤 道夫 ・椎名 久和 ・新保 正俊 ・関口 充 ・西川 達男 ・加藤 英明 ・塚越 洋子</p> <p>（欠席委員名）</p> <p>・渡辺 大輔 ・堀 尚人 ・杉山 孝義 ・濱 由樹</p>	
<p>1 報告</p> <p>令和3年度人権教育推進の取組について</p> <p>○ 事務局が資料に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 2点伺う。県の取組については、一生懸命取り組んでいるとの感想を持った。ヤングケアラーサポートクラスという出張授業をしているとのことだが、どのような内容で行われているのか。それから、例えば講演が終わった後にそれぞれの生徒の感想についてアンケートなどを求めているのか。また、児童生徒向けのリーフレットについて、せっかく良いものを作っても、それぞれの配布先でそれを利用しなければ何も意味がないわけで、県としてこのリーフレットの利用方法について、配布先にどのような指導をしているのか説明してほしい。</p> <p>事務局： まずサポートクラス、出張授業の内容であるが、ヤングケアラーについて知ってもらおうということで、元ヤングケアラーの方や大学の先生から現状を生徒たちにお話しいただくというものがある。これが1つ。もう1つは、教職員研修の場を設けて、そこではより深く生徒が求めている支援などについて、行政担当者からの説明や、先生方同士での意見交換を行った。それからアンケートについては、学校ではそれぞれアンケートを実施している。資料に記載した感想はそのアンケートからの抜粋である。ここの感想は代表的なものであるが、その他にも自分の家族のことを書いた感想や、それぞれがケアということをも自分事として捉えている意見がたくさんあった。続いて、児童生徒向けリーフレットについて、おっしゃる通り、これを使ってもらわなければいけないということになる。私共は学校でこれを子供たちに配るときに、ただ子供たちに手渡すのではなく、先生が子供たちに授業で説明したり、ホームルームで説明したりしながら使ってほしいと考えている。そのために教職員の説明用の資料もこのリーフレットと合わせて各学校に配って、必ず何か説明をしながら渡してくださいと指導している。</p> <p>2 協議</p> <p>（1）埼玉県人権教育実施方針（第2次改定案）について</p> <p>○ 事務局が資料に基づき説明</p> <p>【協議】</p> <p>委員： 改定に向けて様々な意見を丁寧に聞き取ったことは、改めてとても大切な取組であったと思っている。その意味で令和4年度以降の方向性については、そのと</p>	

おりでいいと思う。しかしながら2点だけ一緒に考えてもらいたいことがある。

1点目は、例えば人身事故で電車が遅れるといった場合に、若い人の中で「また人身事故か。」といった意見がインターネットで平気でつぶやかれている。一人一人の命が別世界のような感じで考えている若い人が多いのではないか。それがすごく気になっている。一人一人の生徒の人権、言い換えれば命を大切にしてい、一人一人を大切にしてい、ということが、改めて学校教育、地域の社会教育も含めて大切にすべきだと思っている。私は学校の教職員であったので、自分のことも話をしたいと思う。1つは、学校現場で生徒の人権を無視するような体罰がまだ行われている事実がある。県や学校も含めて一生懸命無くそうと思っているが、残念ながら無くならない。この問題について改めて感じている。もう1つは県議会でも話題になっていた校則の問題で、例えば下着の色までもチェックをしている学校とか髪の毛の天然パーマや色が違っていることについて、自分の毛だと証明書を何度も出さなければならぬ学校がある。自分も教職員でいて申し訳ないが、そういったある意味では人権上あり得ないような校則がまだ残っている問題についても、改めて自分自身の反省も含めて感じている。私たち教職員の側からも、改めて人権意識をしっかりとっていくことが必要ではないか。ということが1つ。

2つ目は、ヤングケアラーや性の多様性の問題について、埼玉県は取り組んでいて素晴らしいと思っている。パンフレットができたことは素晴らしいと思っている。その最後のところ、一番必要なところに相談できる人がいるかないかということが、すごく大切な気がする。各パンフレットには学校の中にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいるのだということがしっかり載っている。そう考えていくと、改めて学校現場にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをどこの学校にも、どこの地域にも配置していくことが必要ではないかと思っている。相談できる人をしっかり確保していくということも必要ではないかと思っている。

委員： 情報モラルやSNSのいじめのところで、小学生の自殺やリストカットが起きている。人権教育に、命というものが今後の課題として入ってくるのは素晴らしいと思う。是非そうした取組を入れてもらいたい。私のNPOが関わっている困窮家庭や行政と連携を取っている家庭の子供の中にヤングケアラーもおり、インターネットに掲載されている資料を活用させてもらっている。スクールカウンセラーだけではできない部分も多いと思う。ヤングケアラーやLGBTQといった人権の問題に関しても、地域での発信、知ることと学ぶこと、学んで知ることがやはり同列で大事なことである。そういったところで、是非団体を活用してもらいたいと思う。このリーフレットは学校だけでなく、地域団体にも配布できれば良いと思う。

委員： 改定案への意見に対する対応で1つ感じることもある。私自身は教育長として教育行政に携わっている中で、同和問題、同和行政への対応が市にとっても大きな問題である。委員の中で同和問題が唐突に出てくるのはおかしいと否定的に感じるような意見があるが、私は、同和問題については、人権三法の中の1つでもあり、障害者差別と同様に現在大きな課題である日本古来の問題である。引き続き重要な課題として位置づけを明確にするために表記していくという県の考え

方にもあるので、それで良いと感じている。やはり子供たちが将来何かの機会に心の中に潜んでいる偏見がいつ顔を出してくるか分からないので、自分自身の問題として同和問題について正しく理解させるようにしていくことが大切だと考えている。

事務局： 今、3人の委員から御意見をいただいた。色々と意見があった中で、生徒の命の問題、あるいは体罰や校則の問題等があった。人権教育は幅広いところで、人権教育課がこの実施方針の改定についてまとめているが、実際には教育局の各課から意見を取りながら実施方針を作っている。委員の皆様からの意見に対する対応方針も教育局の各課から意見を聴取して、こうした考え方とさせていただいている。引き続き人権教育課だけではなく、教育局全体として委員の皆様のお意見を踏まえて取り組んでいきたいと思っている。

委員： 同和問題について意見があったが、私も基本的にはまったくそのとおりだと考えている。今の問題は、法務省の人権に関する重点的な取組にある。それと今回の県の取組を見るとほとんど同じである。法務省の方は、重点強調事項の5番目に位置付けられている。すなわち部落差別を解消しようということは、正しい認識がないと子供たちも分からないと思う。平成28年に部落差別解消法ができたので、国としても特に力を入れている。委員が言ったとおり、正確な理解ということは学校教育の中でも、人権教育の中でも必要だと考えている。

会長： 埼玉県は、全国的に見ても非常に積極的に取り組んでいると常日頃考えている。そういう形で様々な人権課題が一刻も早く解決するように願っている。
事務局においては、委員からの意見を受け止め、実施方針の改定や取組を進める時の参考にするように願う。

(2) 人権教育について

会長： 続いて、今回は任期最後の協議会となるので、委員全員から人権教育についての意見や助言を発言いただきたいと思う。

委員： 人権問題の中でも特に性の多様性の問題やヤングケアラーの問題は新しい課題だと思う。その割に県はしっかりと対応している。県議会としても条例制定した立場上、しっかりとこれを推進しているというところを、これからも見ていきたいと思う。当事者の方々の考え方も千様万別だと思う。それぞれLGBTQの方やヤングケアラーの方々の支援団体があると思うので、これからはしっかりと意見交換等連絡を密にして、そのときそのときの課題を当事者の方々から聞くようにお願いをする。

委員： 我々人権擁護委員の組織体として、まず学校を通じてお願いをしていることは、人権の花運動、これは小学生対象である。次にミニレターは、小中学生。最近では、全国的に高校生まで拡大したらどうかという案が出ている。いわゆる人権教室は、30年位前は、人権擁護委員が学校に啓発に来たといっても、うちは人権問題がないと門前払いされることが多く、学校の理解がなければできなかった。最近では、人権擁護委員を気持ちよく受け入れてくれて、DVDを放映して、そ

ここで人権擁護委員がいじめなどの問題に対して皆さんと討論するという機会がだんだん増えている。これは法務省としても非常に力を入れている企画である。我々は、あくまでも教育ではなくて、こういったものを利用して啓発を人権擁護委員という立場で進めている。今後とも県と情報交換、共有してやっていきたい。

委員： 子供のいじめ、スマホの中でのいじめ、そのようなものは分かりづらい。気づいた時には遅くなっている。学校でも把握に時間がかかってしまう。そのようなパターンが多い。そのようなことに関して、相談する場所がもう少しみんなが分かるようにメジャーになっていくとより良いのではないか。

委員： 今朝のテレビの放送で、コロナ禍で働く場所がなくて収入が途絶えてしまい、パン一枚で生活しているという青年の投書があった。それを聞いたリスナーの方々から励ましの投書があった。大変だが投書したその勇気であなたの周りにいる人に助けを求めなさいと、そういう投書が多かった。この世の中も捨てたものではないと思った。私もかなり高齢になってきたけれども、これからも人権感覚を鈍らせないように、さらに磨き上げて頑張っていきたいと思う。

委員： SNSのいじめや命ということに関して、オンラインゲームの普及の中で、命の大切さというところを子供たちが失ってきているという現状がある。依存症に関して、昨年度、久里浜（医療センター）から中学生向けに依存という課題のリーフレットが出されたと思うが、これからの時代ICT社会を生きるのであれば、そうしたところの人権をもう少し特化してもよいのではないか。もし第3次改定があるのであれば、依存に関するところにオンラインゲームなども今後入れたら良いのではないかと感じている。また、LGBTQとヤングケアラーについては、本当にこれは自分の活動の中ですごく勉強になっている。その人たちを孤立させないために行政につなぐとか、警察や児童相談所とネットワークを築くことが私たちの役割と考えている。今後も県のホームページを見ながら勉強したいと思う。

委員： 大きな全体の方向性として大変素晴らしい、良いものではないかと受け止めている。全ての県民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会の実現を目指すという目標のもとに、喫緊の課題であるヤングケアラーや性の多様性の問題がある。また冊子についても大変素晴らしいと思ったのは、内容についても調査等に基づいた大変分かりやすいもので、こうしたものが今社会的に問題となって、埼玉県が動いて、もう冊子ができて現場に届く、このスピード感たるや大変素晴らしいなど感動している。

私は特別支援教育に携わっているので、その立場からの発言になってしまうが、この改定案の障害のある人の項目、学校等における推進方針の中に、障害のある子供と障害のない子供との交流、共同学習を実施するというのがある。埼玉県は、特別支援学校に在籍する児童生徒がその居住する地域の小中高に行き、一日の中で短い時間で1、2時間、年間通して2回程度だが支援籍という学習形態が、埼玉県独自の取組として平成16年から試行的に始まり、平成18年から本格的に実施して、今年で16年目を迎える。本校では156名のうち今年度は41名が33校に行っている。そのような状況だが、もう16年やっているが、障害のある子と障害のない子の交流がなかなか思うように進んでいない実感がある。共

生社会の実現という非常に崇高な大きな目標に少しずつ向かっていくと思うが、小中高それぞれ教育課程があって、1時間1時間が本当に大切な時間の積み重ねで、どこに入り込むかなかなか難しくもあるが、そうした共に学ぶ場というものが、もっと自然にできるような場が増えていけば良いと思っている。

委員： 先程からSNS等の話題が出ているが、学校でもスマホやタブレットが普及したことから見られる子供たちの人間関係の希薄というものが課題となっている。子供たちは会話も電話ではなくて、画面上の文字だけの会話のやり取りがなされている状況で、その中でいじめ問題、仲間外れ等の問題も見つけれられている。これは教師が発見することはなかなか難しいが、学校で行われている毎月の児童アンケート等の中から見つけ出せるようなことである。なかなか解決に至らない場面もあるが人権教育の柱の1つとして、児童同士の絆づくりというものを学校では大事にしている。また、主体的・対話的な学習を通して、互いの良さを認めるとか、他者とふれあうとかそういうことの中で人権感覚を高めていく。そして相手を思いやった会話等の指導をしていかなければならない現状が学校の中には見られる。これからも皆様からの意見を参考にしながら児童の教育に努めていく。

委員： 先程の改定案に対する意見を含め、同和問題について補足の意見がある。私が書いたのは、8ページの全体計画の作成の最後のところに突如として同和問題についてだけが取り上げられていたので、その意見を述べさせてもらった。同和問題そのものを否定しているわけではなく、その解決に向けてのことも必要であると思っているが、子供をめぐる今の人権の問題は色々出てきたということをしっかり見ていかないと、見えなくなってしまうのではないかという意味で意見を述べた。

委員： 2点申し上げる。1つは先程から出ているが、校則とか学習の決まりとか小学校の生活の決まりとか、それは規律ある生活だとか学習の効果を上げるためとか、そういうことで決まっていたことだと思う。それは児童生徒が関わってできたものではない。つまり教職員の側が一方向的に作ってしまったものではないか、何か効果を上げるために必要なものではあるのだろうが、その中に人権感覚というものが果たして十分に入っているのだろうか、それは学校現場としてもしっかりと見つめ直していく必要があると思う。

最後にもう1点。同和問題のことが出ているが、このところ実践報告会が実際にできなくて残念に思っている。そこで同和問題に関する報告が年々細々となっている現状がある。これから色々な知識を教える、理解を深めるという意味で、ICTの活用が叫ばれている。しかしICTによる人権教育となると何か寂しい、何かおかしいのではないかという気がする。対話を通じた深い学び、その一方で個別最適な学びがある。その個別最適な学びに知識を正しく教えるためにICTが活用される。様々な人権教育、同和問題の歴史だとかにICTを使うようになるとこれは本末転倒かなという気がする。これは、対話を通じた共同的な学びを通して、一人一人がじっくり考えて見つけていくものではないかと考えている。その意味では、人権感覚育成プログラムという埼玉県には素晴らしいものがある。しかし、まだまだ浸透していないと思う。そこをもっと上手く活用してい

く方法を事務局としては是非行ってほしい。

委員： 新しい人権課題ということで、性的指向・性自認、新型コロナウイルス感染症、あるいはヤングケアラー。本町においては、令和3年度中に令和4年度からの教育振興基本計画を検討しているところである。よく検証しながら作成に当たっていきたいと思っている。昨年11月、愛知県弥富市の中学校で3年男子生徒が同じ学年の生徒に命を奪われる事件があったのだが、学校規模からみても、本町で起きて決して不思議ではないと思う衝撃的な出来事であった。改めて子供をよく理解する、子供をよく知るというその手立てを見直す必要があるということで、本町では、人権感覚の育成という視点からも、日々の授業の中で共同的な学び合いを推奨している。いわゆる競い合うことより助け合う、共生するというところに力を入れていこうと考えている。いじめ、不登校の解消につながっていくと捉えている。子供側からすると、気軽に困ったとか助けてとか分からないから教えてと言える学級の空気、あるいは学び合いを通して互いを理解し合って心を通わせるということではないかと期待している。いずれにしても子供の命、人権を最優先に捉えて色々なところ、学校経営・運営、学級経営というようなところに生かしていく。色々話し合いを進めているところである。

委員： 令和2年度の児童相談所の児童虐待対応件数は、それまでの増加傾向に比べると若干減るといって今までの傾向になった。今年度もそれほど大きく前年に比べて増えているという傾向は見られていない。昨年度からコロナ禍の影響はどうなのかという声も聞かれるが、なかなか因果関係が分かるところではないが、ただ昨年度学校の休校等があったので、虐待が潜在化していないか、見つけにくくなっていないかという声がある。実際にそういったところもある。見逃しているところがないかという視点を持って対応している。そのような中、埼玉県では、令和2年の9月から、SNSを使って相談しやすいようにということで、子供だけではなく親と子供の悩みごと相談、いわゆるLINE相談を始めた。その影響もあるのか分からないが、昨年度の児童本人からのLINE相談は全てが虐待ではなく、色々な相談、中にはこれは虐待として対応した方が良いということで児童相談所に連絡がくるものも受け付けている。そうしたものを含めると昨年度の児童本人からの相談件数は、それまでの傾向より少し増えている。これは今年度も同じような傾向がある。子供たちのツールとして訴えをしやすい、こうしたツールが増えたことが児童本人からの相談件数の増にもつながっているという印象をもっている。その意味では、子供自身が自分の人権、自分のことを大切にしていって、こういうことを言っているのだとか、そうした自分の人権について考えたり意識を持てるような人権教育が増えると、こうしたツールも増えたことで、色々なSOSが出てきたりということも考えられるのかなと感じている。

委員： 私は、現在、高齢者施設の副施設長をしている。県の介護支援専門員の法定研修の講師もしている。そうした縁から昨年3月に神川中学校で高齢者の人権について話をする機会を得た。子供たちには高齢者の人権を通じて、全ての方々に対する人権について考えてもらいたいと考えている。特に高齢者介護のなかでパーソン・センタード・ケアという考え方があり、その人を個人としてまずは認めて、その人に合った介護をする。要はその人の人権を守るという考え方である。一人

一人全て違う方であって、その人一人一人の今までの生き方、人権全てのことを尊重しながら介護をするといった考えである。子供たちに人権という普遍的な文化、または技術、価値観、または知識、姿勢、そうしたものをまずは個人として、または学校や色々な仲間、集団として学んでくれると非常にいいのかなと考えている。

先程SNSの話があったが、たぶん子供たちに関しては、今後電話というものがなくなり、SNSが中心のコミュニケーション、または連絡の手段というものが大半になってくる。その中で先程危惧をされていた部分だが、命の大切さであったり、相手に対しての思いやりであったりというものが、非常に感じにくい社会にこれからなってしまうのかなと正直思っている。人としてのぬくもりというものを子供のうちから伝えていき、それを大人になっても、また自分の子供たちに発信できるような、そのような社会になると皆さんが笑顔で過ごすことのできる社会になるのかなと感じている。

委員： 私は今、埼玉県の私立高校の非常勤講師をしている。群馬県の公立高校で働いていたので教育現場にずっと関わっていた。それでもこの人権教育ということを今まであまり教育現場にいても考えることなく、日々の生活や日々の授業に費やしていたと、会議に参加して感じていた。特にヤングケアラーについては、この会議に参加して自分自身で勉強をしながら、生徒に生かしていけると良いと思っている。

今回送られてきた「はばたき」の冊子を読んで、1つだけ紹介させて欲しい。「差別がなくなる日まで」という中学1年生の生徒が書いた作品で、軽度の難聴で、3歳半から補聴器を付けながら生活している生徒だが、小学校6年生の時に6年間一緒に過ごしてきた同級生から「おい、耳の聞こえないやつ」と言われてすごくショックを受けた。ずっと生活していても、それでもそのように言うてしまうこともあるし、言われてすごくショックだったと読みながらすごく感じた。私自身も人権教育に携わりながらも分かっていない。よく分かっていない。そうしたことを考えると、こうした冊子を読んで、子供たちの気持ちを共有して寄り添える、教職員自身もしっかりとそうした気持ちになって、それを生徒たちに伝えられることが、児童生徒たちに人権教育というか道徳教育になってしまうかもしれないが、そうしたところに繋がって、いい人権感覚が育ってくれば良いなと感じている。

副会長： これから人権教育をどのように進めていくか考えてみると、人権教育実施方針が正式に決定されれば、これに基づいて進めていくわけだが、新たな人権課題等を取り込んで、実際に各人権課題と言われるものが非常に多岐にわたっている。これまでもたくさんあったが、そこにさらに新たな人権課題が加わったわけである。学校に限って考えると、これだけの課題をどのように実際に取り扱っていけばいいのか、不明確な部分であると思う。人権教育という教科はないので、人権教育の時間割はないわけである。それを各教科等の中身と関連付けて子供たちに理解させ、感覚を育み、将来いわゆる差別と言われるようなことをそれがおかしいのだという人権感覚を育むことが教育に課せられていることだと思う。そうなる発達段階に応じて、これだけの課題をどの段階までに学んでおくべきなのかという、一つの指針のようなものも必要だと思う。小学校だけでこのすべてを網

羅することは不可能であるし、高校になってからだけでももちろん不十分だと思う。小中高の系統性を踏まえた中に、各教科にどのように位置づけていくか。当然各学校で全体計画や年間指導計画等を練っていくわけだが、学校独自になってしまっていないかというような危惧をしている。小学校にいる立場で申し上げると、小学校の段階で、何をどこまで正しい理解をさせて、感覚を育んでいくか、というような目安というか、中学校まではこのくらい、高校までにはこのくらいというようなものがあると、よりこれからの人権教育も具体的な取組が各学校、あるいは教職員にも浸透していくのかなということを感じている。

委員： 今ヤングケアラーという大きな問題があるが、この問題を解決、改善していくためには教育の担う役割が非常に大きいと思う。今大人が高齢者をケアする、その部分の負担もかなり大きいのではないか。その影響が子供にくるのではないかと思う。福祉部門と教育部門が連携しながらやっていくことが大事だと思う。

学校教育で考えると、学校教育における人権教育がいかにあるべきかとういことを再度考えていかなければならない。新しい人権や最近の今日的な人権問題もあるが、先程から出ているが人権感覚、人権尊重の素地をしっかりと身に付けさせることが学校教育のなすべきことではないか。絶えず学校教育の中で日常的に育てていかなければならないのではないか。その手立てとして、1つは全教育活動の中で人権尊重、人権感覚を培う教育、これは校長の学校経営の方針の基盤ともなるし、各学年の経営方針の基盤にすべきものではないか。これについては、県の方針の中の基本的な方針をいかに組み込んで経営方針、学年経営方針に組み入れて取り組んでいくか。2点目は、児童生徒にとって人権感覚を養うためには、まずは学校の大きな問題であるいじめの解消、それから特別支援教育におけるノーマライゼーション、交流教育の更なる充実。これをとおして学校における人権感覚の素地をしっかりと育みながら、新しい人権問題を含めた課題をしっかりと理解して教育していくことが必要ではないかと思う。最後になるが、埼玉県人権教育実施方針を出してもらったが、埼玉県の人権教育の素晴らしい取組だと思う。教育局の人権担当の方々に心から敬意を表したいと思う。これを基に各市町村教育委員会、しっかりと取り組んでいきたいと思う。

会長： 私は、埼玉県出身の人間であり、かなり長くこの人権教育をめぐる仕事を埼玉県からいただいてありがたかったと思っている。人権が尊重されて誰もが安心して生きることができるような日本の社会、そのためには、やはり人権教育は不可欠であると思う。学校教育に引き付けると人権についての教育、知識を植え付けることは当然大事であるが、そこに偏りがちではないか。そんな思いで数十年間人権教育の研究に携わってきた。まず人権に関する知的な理解がしっかりしていないと、とんでもない人権侵害を自分で起こしていてもそれに気づけない。知的な側面ということが社会科とか、いろいろなところで入っているが、本当の力をつける教育になっているのだろうかという疑問がある。しかし人権に対する深い知的理解は絶対必要である。これが1つの柱である。もう1つは、自分の何気ない言動が他の人をもものすごく傷つけることがある。つまり人権感覚、言いたい放題言えればいいのではなくて、それで相手の人がどんな感情を抱き、あるいは、ダメージを受けるか、そこのところの感性を働かせて受けとめられるような、人間的な能力がいるということ学んだ。知的理解を深めながら、しかも細かい微人

権侵害のもたらす影響についてもキャッチできるような人権感覚、そしてそれだけでは止まらないで、その両者をからめて問題があるのならば、その問題というのは、社会そのものが人権尊重社会になっていない、差別が平気で起こっているとか、そういうことを感じとって、それを本当に変えていかなければいけないという人権尊重社会の実現に資する力を身に付けなければいけない。これはヨーロッパや国連の人権教育の根本になってくる。それを長年取り組んできた。今この時代、結局根本的な問題は共通していると思う。それぞれ一人の人間としての価値と尊厳を認められていない。そこの原因には、今の話のところが入っている。これを何とかしなければいけない。でもそこでは、結局は人権教育、広くくくりでそれが自立していくことが絶対必要であると思う。一人の研究者として人間として、人権がどこをとっても尊重されている、そういう感性とか知性とか実践力とかそういう社会に一步でも近づけるような仕事に少しでも携われればいいなと考えている。今まで長い間仕事をさせていただき感謝している。

会 長： 大変貴重な御意見に感謝する。本日の委員の皆様からいただいた意見を、今後の県教育委員会の人権教育の施策に生かしていただければと思う。

3 その他

- 事務局から実施方針改定についての今後の予定を説明

4 閉会